

## 議第6号

---

景観重要公共施設の指定に伴う  
藤沢市景観計画の変更について

# 景観重要公共施設の指定に伴う 藤沢市景観計画の変更について

平成22年に神奈川県が策定した「なぎさ軸広域景観構想」を受け、湘南海岸周辺の良い景観の維持形成に向けて、景観法に基づく景観重要公共施設の指定に向けた取組みを進めてきました。

今回、対象となる公共施設の管理者、隣接市、占用関係者等との協議を経て、藤沢市景観計画の変更案を取りまとめました。



# 藤沢市都市計画審議会への意見聴取

---

## 景観法 第9条第1項第2号

景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、  
都市計画区域又は準都市計画区域に係る部分について  
、あらかじめ、都道府県都市計画審議会（市町村である  
景観行政団体に市町村都市計画審議会が置かれている  
ときは、当該市町村都市計画審議会）の意見を聴か  
なければならない。

## 諮問機関への意見聴取

---

- H24. 7.19 第40回都市景観審議会へ報告
- H24. 8.31 第139回都市計画審議会へ報告
- H24.10.23 第41回都市景観審議会へ諮問  
(藤沢市都市景観条例第8条)
- H24.11.12 第140回都市計画審議会へ諮問  
(景観法第9条)

# 説明フロー

---

## 取組みの経過

- ・ 既存計画
- ・ 関係法令
- ・ 対象施設
- ・ 指定の考え方

## 藤沢市景観計画の変更案

- ・ 景観重要公共施設の整備 及び  
良好な景観形成に関する事項
- ・ 景観重要公共施設別の整備 及び  
許可に関する事項

※前回からの変更点について説明

今後の  
予定

# 藤沢市景観計画の構成

H18.4.1 景観行政団体

H19.4.1 景観計画策定

## <景観計画の構成>

### 第Ⅰ章 基本計画

基本理念 基本目標

### 第Ⅱ章 大規模建築物等誘導

市内全域の大規模建築物

### 第Ⅲ章 地区別景観計画

(特別)景観形成地区の建築物

### 第Ⅳ章 景観資源の保全・活用

景観重要建造物、樹木の方針

### 第Ⅴ章 公共施設

景観重要公共施設の考え方

### 第Ⅵ章 都市景観形成を進めるしくみ

推進体制等

平成23年度

ニコニコ自治会景観形成地区、  
湘南台景観形成地区の指定

今回、施設の指定を行い、  
整備基準を定めるもの

# 景観重要公共施設とは

---

(景観法第8条第2項第5号ロ、ハ 関係)

景観行政団体は、以下に係る公共施設のうち、**良好な景観の形成に重要な役割を果たすものを**「景観重要公共施設」として位置づけ、景観計画に「**整備に関する事項**」や「**占用許可等に関する基準**」を定めることができます。

<対象となる公共施設>

道路、河川、海岸、港湾、漁港、  
都市公園、自然公園等

# 指定の効果

---

景観重要公共施設を景観計画に追加した場合

「整備に関する事項」が定められる

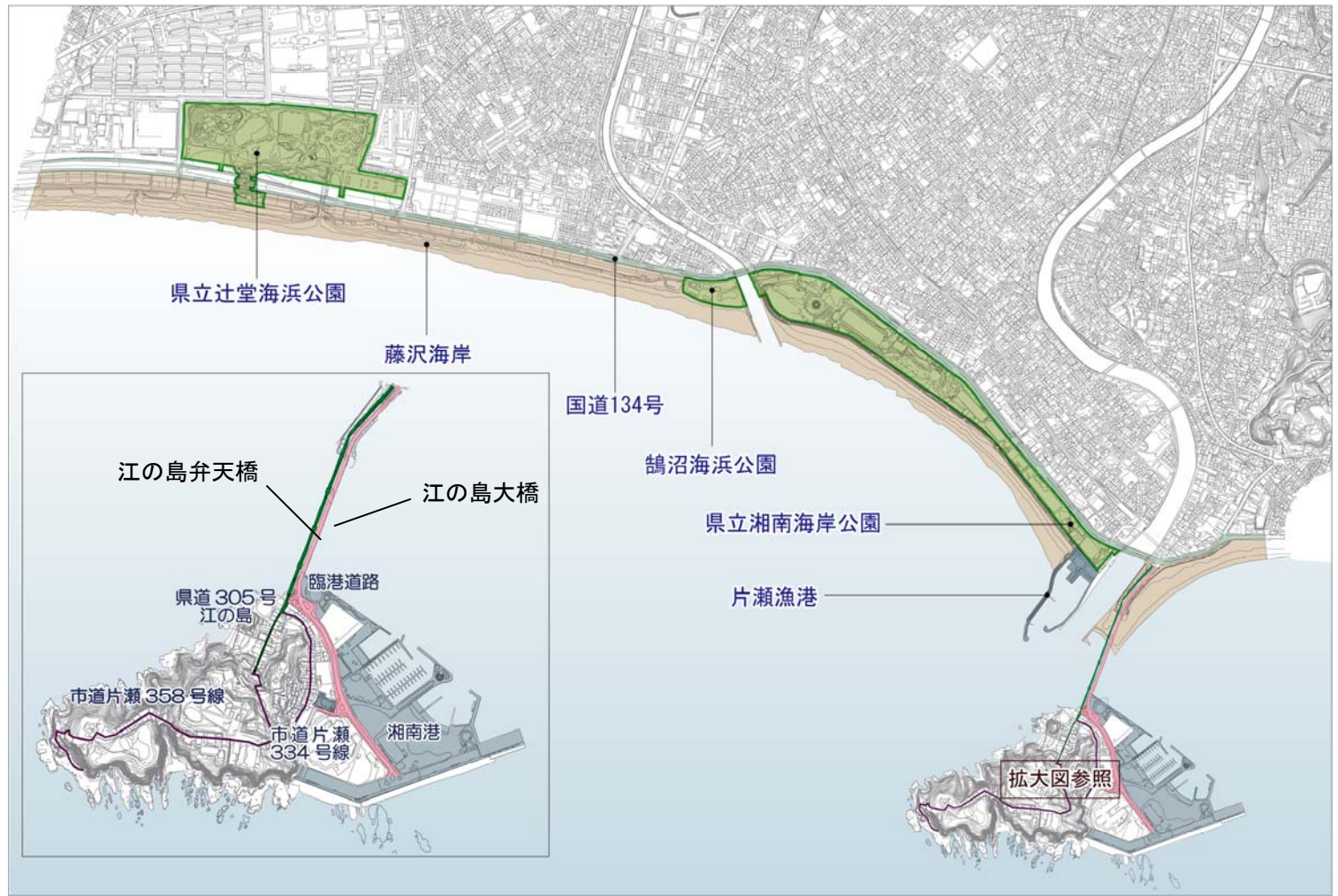
公共施設の整備は、景観計画に即して行われます。

「占用許可等に関する基準」が定められる

公共施設内に設置される占用物件に関する許可基準に、景観計画の基準が付加されます。



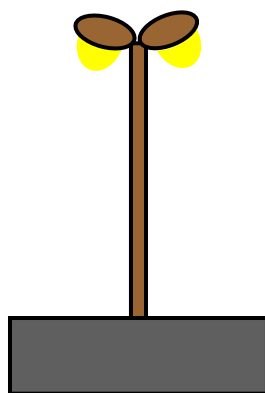
# 景観重要公共施設 位置図



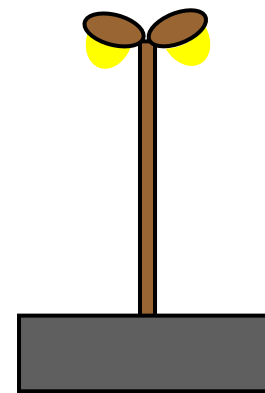
# 基準の作成に向けた基本的考え方

維持したい  
景観

(例) 道路照明灯

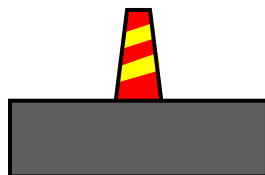


引き続き  
将来にわたって保全

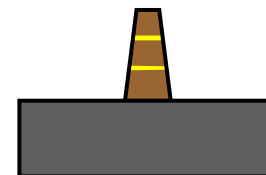


改善したい  
景観

(例) 車止め



改修時に  
望ましい方向へ誘導



# 保全したい景観



国道134号（西部）



国道134号（中央部）



片瀬漁港



湘南海岸公園



藤沢海岸



臨港道路



市道片瀬358号線



県道305号江の島



湘南港



# 改善したい景観



ここだけ色の違う案内板



趣の異なるサイン



アスファルトに復旧された舗装



鮮やかな自動販売機



過度に目立つ車止め

改修時に誘導

# 対象地の既存計画

## 湘南なぎさデザインガイドライン(平成3年)

「自然環境の保全」「快適な生活環境の向上」「文化的空間の創出」の視点に立ち、「アーバンリゾートゾーン」としての環境のレベルアップを図るため、国道134号とその沿道、及び海浜の景観づくりをいかに行うかを示唆する目的で作成された。

(対象エリア: 藤沢市から大磯町までの海岸線)

対象施設	要素
国道134号	国道134号、交差点、地下道、サイクリングロード
海岸	突堤、護岸、導流堤、人工海浜、海水浴場
公園	植栽、建築物、駐車場、利便施設
港湾	護岸、建築物、駐車場、植栽、利便施設
漁港	護岸、建築物、駐車場、利便施設
砂防林	ネット、砂防柵、植栽、林内通路

→高水準の施設整備により、良好な景観が形成されている

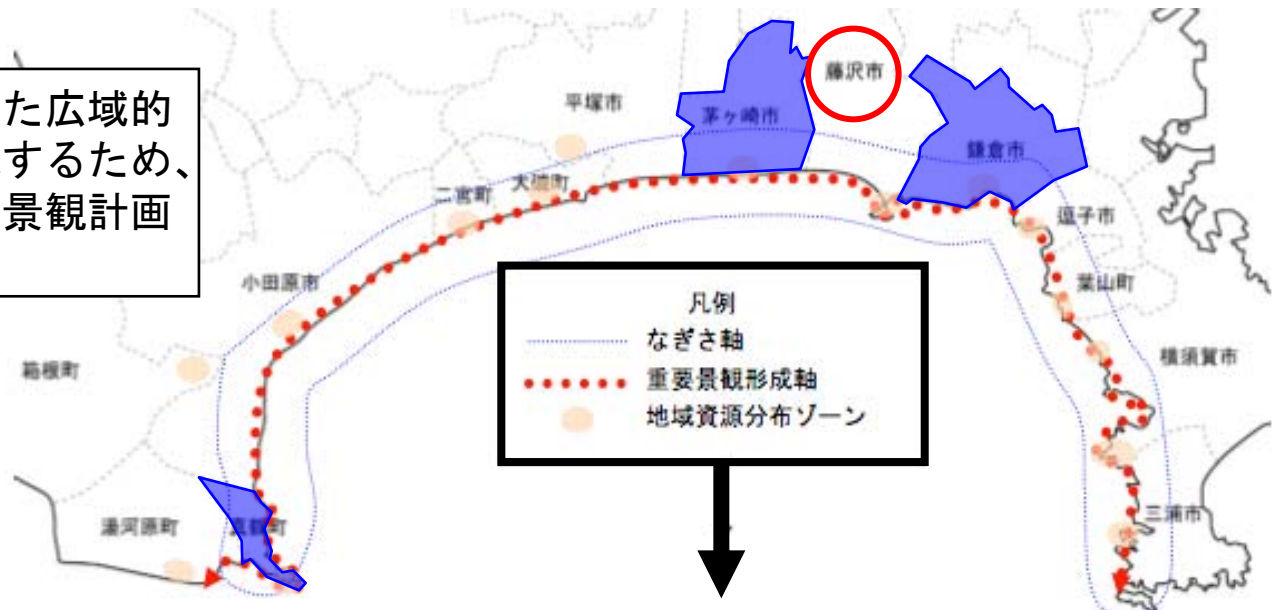
# 対象地の既存計画

## なぎさ軸広域景観構想（平成22年）

県土の広域的な景観軸の一つである「なぎさ軸」について、美しく風格のある世界に開かれた誇れる景観を保全創造するため、現在までの県及び関連市町の計画・構想等を踏まえながらとりまとめた。

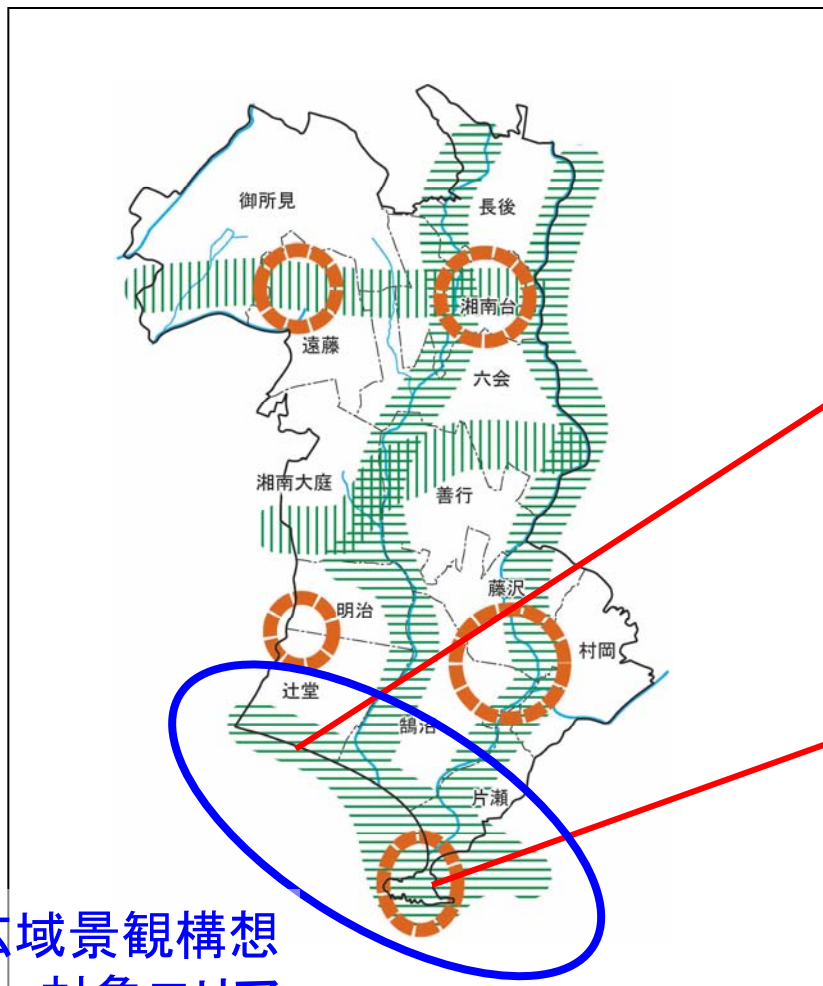
■ 既に沿線を景観重要公共施設に指定している市町

市町の境界を越えた広域的な景観形成を実現するため、本構想と各市町の景観計画が相互に連携



景観計画策定、改訂の際、本構想を十分尊重する

# 対象地の既存計画 藤沢市景観計画(平成19年)



藤沢市景観計画では、骨格的景観の特徴を形づくる要素や景観のまとまりを景観構造として位置づけ、重点的な景観形成を進めることとしています。

## <ベルト>

- ①湘南海岸・なぎさベルト
- ②引地川・ふるさとベルト
- ③北部・しょうなんの丘ベルト
- ④六会～大庭・緑の中央ベルト
- ⑤境川・うるおいベルト

## <ゾーン>

- ①シンボルとしての江の島ゾーン
- ②都心としての藤沢駅周辺ゾーン
- ③北の森としての遠藤・御所見ゾーン
- ④西の拠点としての辻堂駅周辺ゾーン
- ⑤北の拠点としての湘南台周辺ゾーン

なぎさ軸広域景観構想  
対象エリア

# 景観重要公共施設の指定に向けた考え方

---

湘南海岸周辺の公共施設（道路、公園、海岸、漁港、港湾）は、高水準の施設整備により良好な景観が形成されている。



近隣市町と連携し、連続性の高い相模湾沿岸の良好な景観を将来にわたって維持していくため、湘南海岸周辺の公共施設を景観重要公共施設に指定し、必要な基準を定めるもの。

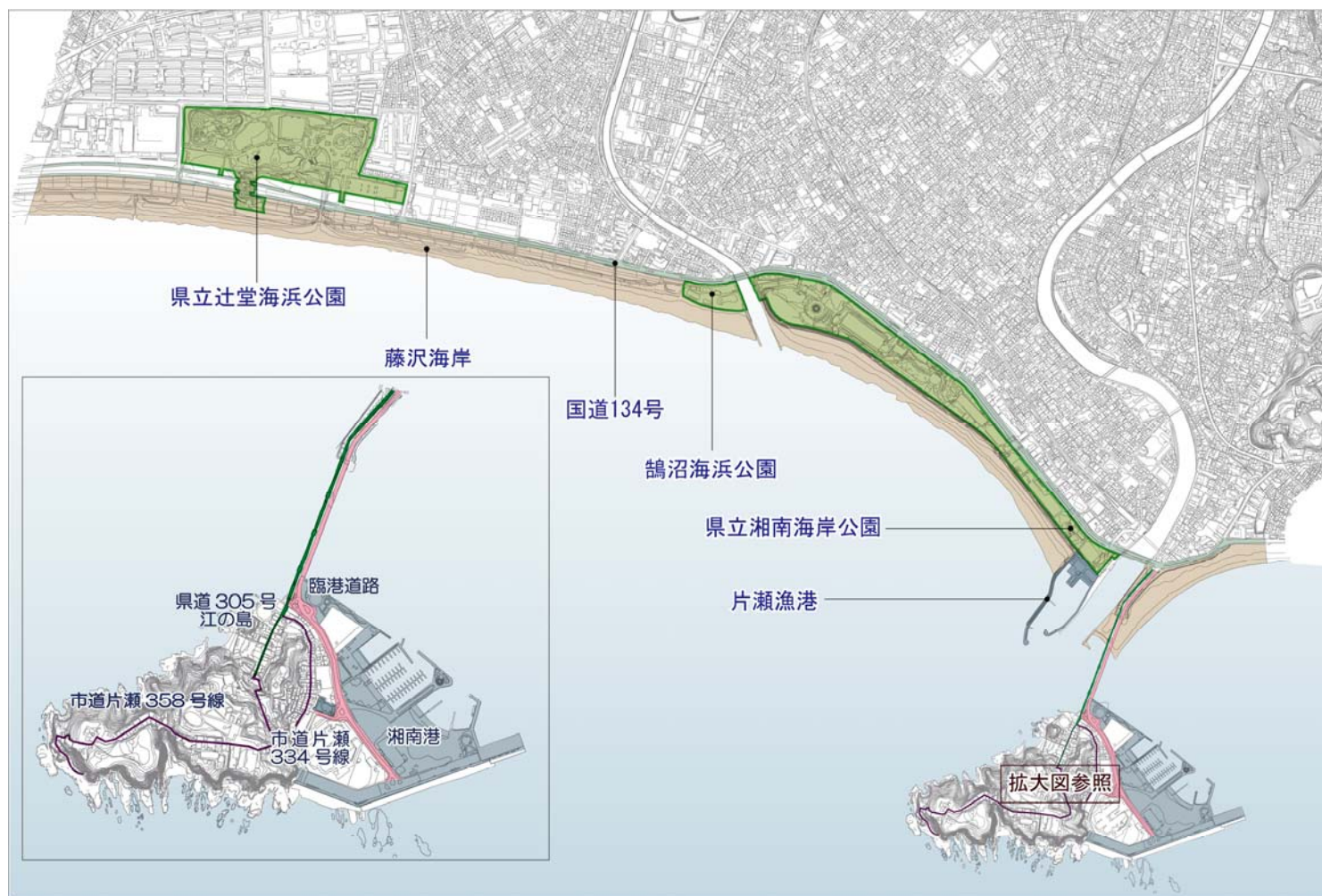


# 対象施設・施設管理者

区域	対象施設	施設管理者
湘南海岸 周辺	国道134号	県 道路維持課
	湘南海岸公園 県立湘南海岸公園、県立辻堂海浜公園 鵜沼海浜公園	県 公園課 市 まちづくりみどり推進課
	藤沢海岸	県 なぎさ港湾課
	片瀬漁港	市 片瀬漁港
江の島	湘南港 臨港道路	県 なぎさ港湾課
	県道305号江の島	県 道路維持課
	市道片瀬334・358号線	市 土木維持課

指定にあたっては、その公共施設の管理者と協議を行い、同意を得ることが必要です。

# 景観重要公共施設 位置図

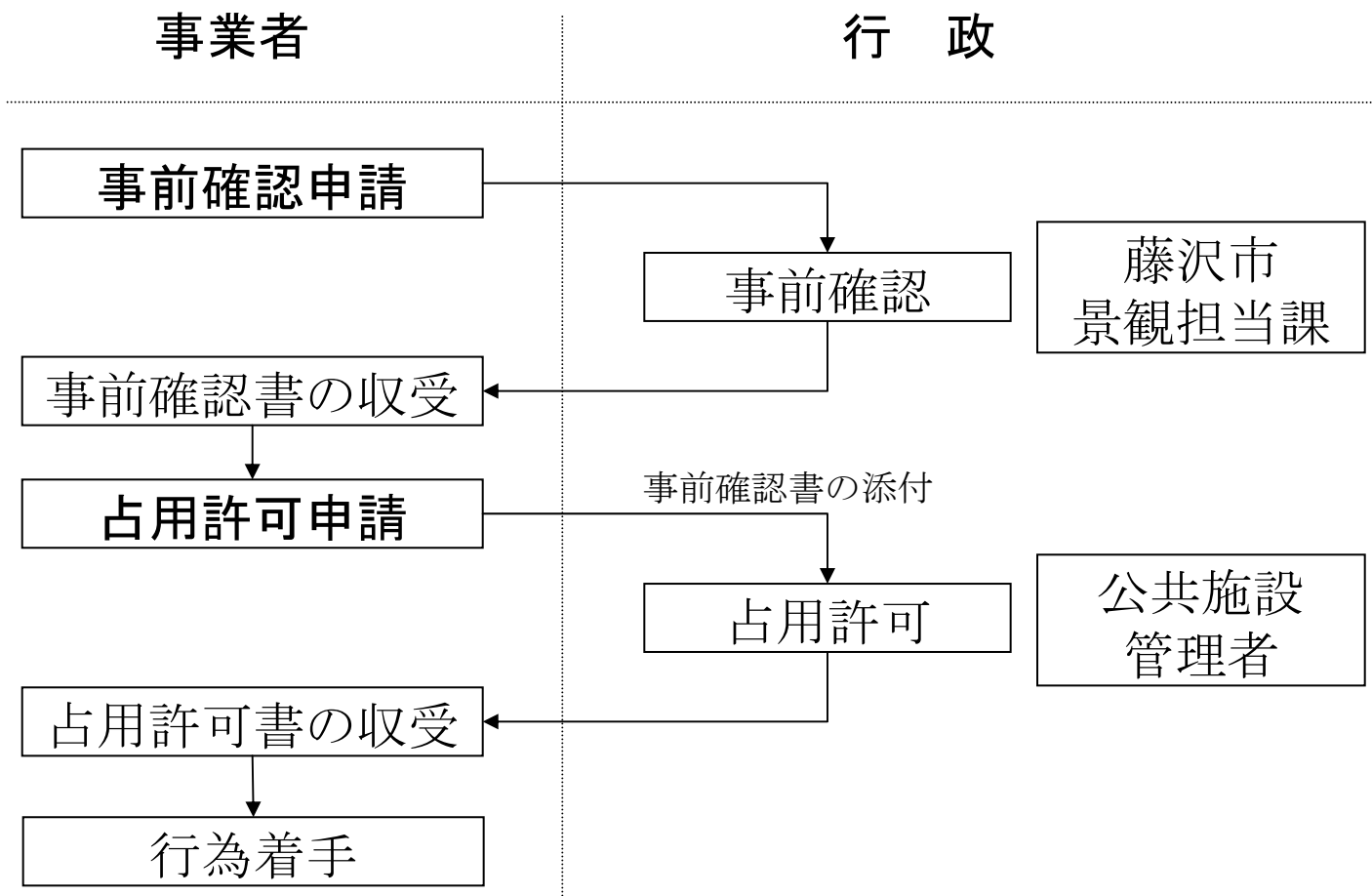


# 遵守するガイドライン

---

道路デザイン指針（案）	国土交通省
景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン	国土交通省
海岸景観形成ガイドライン	国土交通省
湘南なぎさデザインガイドライン	神奈川県
なぎさ軸広域景観構想	神奈川県

# 占用許可等の手続きの流れ



## 適用の除外

---

整備に関する事項及び占用許可基準等に関して、以下に該当するものについては適用除外とします。

- 道路標識の表示面等、法令で定めのあるもの
- 緊急上やむを得ないもの
- ~~公共施設管理者が自ら設置・築造したもので、~~景観計画の施行時点で現に存するもの（維持・管理・修繕等小規模補修を含む。）
- 地中に埋設するもの等で周辺の景観形成に影響のないもの  
(ただし、地下道等で一般の人々が通行し、目に見えるものを除く。)
- 仮設建築物又はイベント等で短期間に使用する建築物又は工作物

## なぎさベルト 指定区域と基本的考え方

国道134号	市内全域 (自転車歩行者専用道路は藤沢海岸の基準に準ずる)	当該ゾーンは国道134号のなかでももっとも海を感じることができるエリアであり、「湘南」のイメージを最も具現化できる場所にあります。 海との近接性を活かしながら、多くの人々が長い歴史の中で憧れの地として語り継いできた「湘南」の高質感を損なうことのない <b>景観</b> 整備が求められます。
--------	----------------------------------	--

## なぎさベルト 指定区域と基本的考え方

<p>藤沢海岸</p>	<p>藤沢海岸 保全区域、 湘南港海 岸保全区 域(湘南港 臨港地区 を除く)</p>	<p>当該ゾーンは、日本を代表する海岸として、市民のみならず、多くの人々に親しまれています。夏の海水浴場としての海岸としてだけでなく、四季折々の風景が、世代を超えて人々の記憶に刻まれるためにも、歴史ある湘南の海にふさわしい景観の整備が求められます。</p>
-------------	---	--

# 国道134号沿線

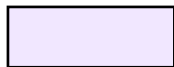
## 国道134号

### 整備に関する事項（景観法第8条第2項第5号ロ）

- ・歩道の舗装材は自然石材等の景観に配慮した素材の使用に努め、色調と舗装パターンは周辺の形態に即したものとする。
- ・道路照明灯の色彩は、鵠沼橋から片瀬橋の間については5PB9/0.5程度、その他の部分は10YR8.5/0.5程度とする。
- ・防護柵（橋梁部分を除く）は、透過性が高いものとし、色彩は10YR8.5/0.5程度とする。但し、部分的に用いる色彩についてはこの限りでない。
- ・車止めは周辺から突出する意匠を避け、周囲の景観との調和に配慮する。
- ・標識、公共サイン、道路反射鏡等は仕様の統一と共架に努め、ポール色彩は10YR8.5/0.5程度とする。
- ・歩道橋（手摺部分を除く）の色彩は、10YR8.5/0.5程度とする。
- ・その他の工作物の色彩は色相R, YR, Y系は彩度6、その他の色相は彩度4を超える色彩を使用せず、周辺の自然環境との調和に配慮したものとする。
- ・工作物の素材は、長期間にわたる景観へ配慮し、経年変化やメンテナンスを考慮したものとする。
- ・道路用地内の建築物の屋根及び外壁の基調色は、別表1及び別表2による。
- ・植栽は遠景への眺望を阻害しないよう配慮する。
- ・電線類地中化の維持・**保全**に努める。
- ・電線類の地中化に伴い設置する地上機器は、位置・色彩について配慮するよう、占有者に働きかける。又は地上機器の周辺を、植栽による遮蔽などで修景を図る。

5PB9/0.5

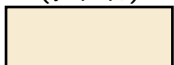
(青みがかった白)



基本色

10YR8.5/0.5

(オリーブ)



10YR6/1

(グレーベージュ)



10YR2/1

(ダークブラウン)





# 国道134号沿線

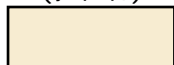
## 湘南海岸公園 (県立湘南海岸公園、鵠沼海浜公園、県立辻堂海浜公園)

整備に関する事項 (景観法第8条第2項第5号ロ)

- ・ その他の工作物 (~~遊具、健康器具等を除く~~) の色彩は、色相R, YR, Y系は彩度6、その他の色相は彩度4を超える色彩を使用せず、周辺の自然環境との調和に配慮したものとする。  
但し、**遊具、健康器具等、及び**、交通公園及び辻堂ジャンボプール内の施設についてはこの限りでない。

### 基本色

10YR8.5/0.5  
(オリーブ)



10YR6/1  
(グレーベージュ)



10YR2/1  
(ダークブラウン)



# 国道134号沿線

## 湘南海岸公園

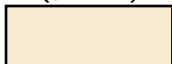
(県立湘南海岸公園、鵠沼海浜公園、県立辻堂海浜公園)

占用許可基準等 (都市公園法第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項)

- ・ 工作物は、色相R, YR, Y系は彩度6、その他の色相は彩度4を超える色彩を使用せず、周辺の自然環境との調和に配慮したものとする。
- ・ 自動販売機の配置、色彩は、景観に配慮したものとする。
- ・ 公共サインの地色は控えめな色彩を用いるとともに、使用する色彩は3色程度におさめること。

基本色

10YR8.5/0.5  
(オリーブ)



10YR6/1  
(グレーベージュ)



10YR2/1  
(ダークブラウン)



# 国道134号沿線

## 藤沢海岸

占用許可基準等（海岸法第7条第1項、第8条第1項、第37条の4、第37条の5、港湾法第37条第1項、道路法第32条第1項又は第3項）

- ・ 公共サインの地色は控えめな色彩を用いるとともに、使用する色彩は3色程度におさめること。

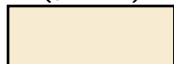
## 片瀬漁港

占用許可基準（漁港漁場整備法第39条第1項）

- ・ 公共サインの地色は控えめな色彩を用いるとともに、使用する色彩は3色程度におさめること。

### 基本色

10YR8.5/0.5  
(オリーブ)



10YR6/1  
(グレーベージュ)



10YR2/1  
(ダークブラウン)



## 江の島 指定理由

---

### <江の島>

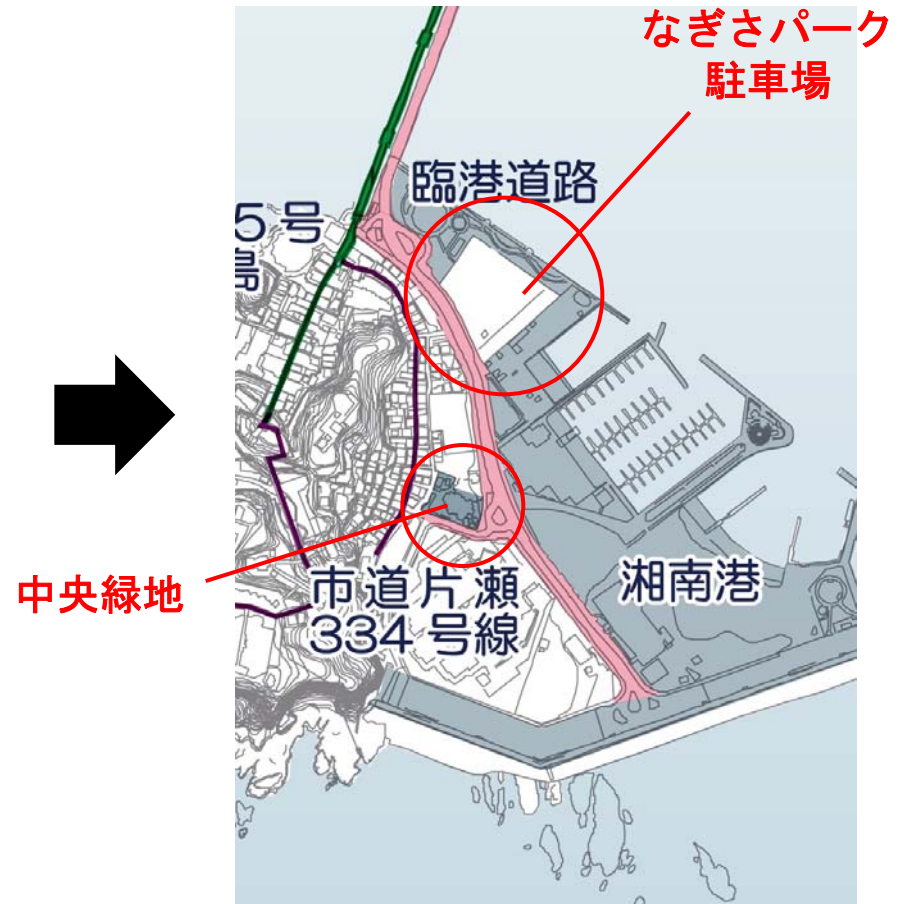
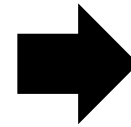
江の島は、海と緑の美しい自然環境と豊かな歴史的遺産を持つ藤沢の代表的な地区であり、神奈川県の史跡名勝に指定されています。この良好な景観を維持保全するために、平成2年に江の島全体を特別景観形成地区に指定し、江の島の自然環境やまち並みに調和した建築物や工作物の整備が行われています。また、東京オリンピックの開催に伴って整備された湘南港は、公共マリーナの草分け的存在であり、市民に開かれたマリーナを目指し、景観に配慮した施設整備がなされています。

これらのことから良好な江の島の景観を維持保全していくため、景観重要公共施設の指定を行います。

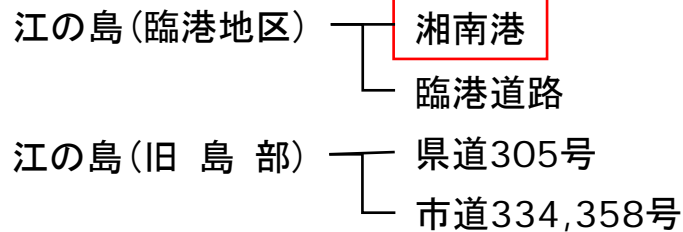
## 江の島 指定区域と基本的考え方

湘南港	<b>臨港地区内の港湾施設</b> (臨港道路 <b>及び別図に示す敷地を</b> 除く)	日本最大級の公共ヨットハーバーである湘南港は、災害時の緊急物資受入港や水上交通拠点としての位置づけの他、親水プロムナードや緑地等の整備により、一層市民に開かれたマリーナを目指しています。再整備にあたっては、緑化の推進や自然素材等を用いた景観整備により、旧島部の自然景観や海辺のまち並み景観に馴染ませることが重要です。
臨港道路	<b>臨港地区内の全域</b>	当該道路は国道134号、藤沢海岸の喧噪を離れ、江の島から相模湾を楽しむことができる玄関口になります。江の島の緑と海や空の青さ、ヨットの帆の白さを背景とした景観の整備が重要です。

# 湘南港、臨港道路 区域



# 江の島（臨港地区）



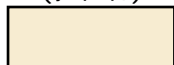
## 湘南港

### 占用許可基準等（港湾法第37条第1項）

- ・ 大規模な工作物は、臨港道路付近に極力設置しないこととし、海や江の島への眺望に配慮した配置に努める。
- ・ 工作物は、色相R, YR, Y系は彩度6、その他の色相は彩度4を超える色彩を使用せず、周辺の自然環境との調和に配慮した形態意匠とする。
- ・ 公共サインの地色は控えめな色彩を用いるとともに、使用する色彩は3色程度におさめること。

### 基本色

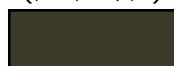
10YR8.5/0.5  
(オリーブ)



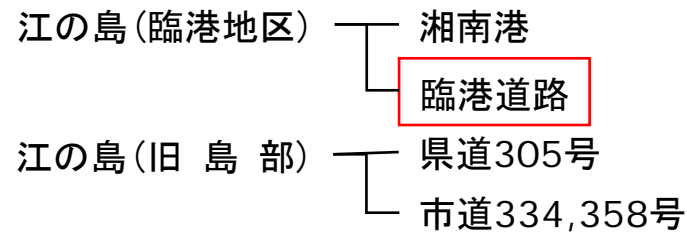
10YR6/1  
(グレーベージュ)



10YR2/1  
(ダークブラウン)



# 江の島（臨港地区）



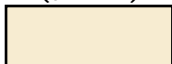
## 臨港道路

### 整備に関する事項（景観法第8条第2項第5号ロ）

- ・歩道の舗装材は自然石材等の景観に配慮した素材の使用に努め、色調と舗装パターンは周辺の形態に即したものとする。
- ・道路照明灯、防護柵の色彩は、10YR2/1程度とする。  
なお、江の島大橋以北については10YR8.5/0.5程度とする。
- ・車止めは周辺から突出する意匠を避け、周囲の景観との調和に配慮する。
- ・標識、公共サイン、道路反射鏡等は仕様の統一と共架に努め、ポール色彩は10YR2/1程度とする。なお、江の島大橋以北については10YR8.5/0.5程度とする。
- ・その他の工作物の色彩は、色相R, YR, Y系は彩度6、その他の色相は彩度4を超える色彩を使用せず、周辺の自然環境との調和に配慮したものとする。
- ・工作物の素材は、長期間にわたる景観へ配慮し、経年変化やメンテナンスを考慮したものとする。
- ・植栽は周囲のまち並みや自然環境との調和に配慮し、維持保全に努める。
- ・電線類地中化の維持・**保全**に努める。
- ・電線類の地中化に伴い設置する地上機器は、位置・色彩について配慮するよう、占有者に働きかける。又は地上機器の周辺を、植栽による遮蔽などで修景を図る。

#### 基本色

10YR8.5/0.5  
(オリーブ)



10YR6/1  
(グレーベージュ)

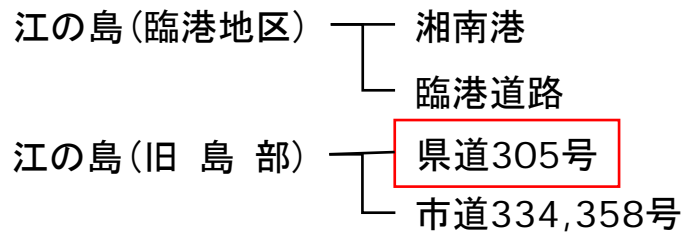


10YR2/1  
(ダークブラウン)





# 江の島(旧島部)



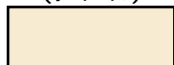
## 県道305号江の島

整備に関する事項（景観法第8条第2項第5号ロ）

- ・電線類地中化の維持・**保全**に努める。

### 基本色

10YR8.5/0.5  
(オリーブ)



10YR6/1  
(グレーベージュ)



10YR2/1  
(ダークブラウン)



# 今後の予定

---

H24.11.12 藤沢市都市計画審議会 諮問・答申

H24.12月 施設管理者との同意手続き

H25. 1月 景観計画の変更 告示

H25. 4月 施行